

新宿区学童クラブ条例施行規則施行要綱

- 平成26年11月10日26新子総運第1074号部長決定
- 改正 平成26年12月11日26新子総運第1165号部長決定
- 改正 平成27年11月20日27新子総運第1137号部長決定
- 改正 平成29年2月24日28新子総運第1440号部長決定
- 改正 平成29年3月23日28新子総運第1556号部長決定
- 改正 平成30年7月4日30新子総運第470号部長決定
- 改正 平成30年11月14日30新子総運第892号部長決定
- 改正 平成31年2月25日30新子総運第8059号部長決定
- 改正 令和元年10月31日31新子支運第5960号部長決定
- 改正 令和2年3月30日31新子支運第6823号部長決定
- 改正 令和3年3月19日2新子支運第1958号部長決定
- 改正 令和5年3月27日4新子支運第2044号部長決定
- 改正 令和5年9月29日5新子支運第900号部長決定
- 改正 令和6年10月11日6新子支運第1157号部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、新宿区学童クラブ条例施行規則（平成12年新宿区規則第105号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(学校休業期間利用の定員)

第2条 規則第2条第2号の区長が別に定める人数は、別表第1のとおりとする。

- 2 規則第6条第1項に規定する基本利用の承認を受けている児童の数が、規則別表に定める定期利用の利用定員の数に満たない学童クラブについては、当該満たない数を上限として、別表第1に定める学校休業期間利用の利用定員を増員することができる。
- 3 規則第6条第1項に規定する基本利用の承認を受けている児童の数が、規則別表に定める定期利用の利用定員の数を超える学童クラブについては、当該超える数を上限として、別表第1に定める学校休業期間利用の利用定員

を減員することができる。(条例第3条の2(2)オの期間を除く)

(利用基準)

第3条 規則第6条第1項の利用基準は、別表第2のとおりとする。

(優先順位)

第4条 学童クラブの利用を希望する申請者に係る児童及び規則第7条第3項(同条第7項及び第9項において準用する場合を含む。)の区長が別に定める優先順位は、別表第3のとおりとする。

(利用承認の順位)

第5条 利用承認の順位は、次のとおりとする。

- (1) 学童クラブの利用を希望する申請者に係る児童が、小学校第1学年から第3学年までの児童である場合
- (2) 学童クラブの利用を希望する申請者に係る児童が、小学校第4学年から第6学年までの心身に障害のある児童である場合
- (3) 学童クラブの利用を希望する申請者に係る児童が、小学校第4学年から第6学年までの児童の優先順位が高い場合

(欠員がない場合における承認の特例)

第6条 規則第7条第4項(同条第7項及び第9項において準用する場合を含む。)の区長が特に必要があると認めるときは、次のとおりとする。

- (1) 当該欠員がない学童クラブの利用を希望する申請者に係る児童が、小学校第1学年から第3学年までの児童である場合
- (2) 当該欠員がない学童クラブの利用を希望する申請者に係る児童が、小学校第4学年から第6学年までの心身に障害のある児童である場合
- (3) その他区長が特に必要があると認める場合

(欠員がない場合における申請の有効期間)

第7条 規則第7条第2項(同条第7項及び第9項において準用する場合を含む。)により、欠員がない場合において待機となった申請者に係る児童の申請の有効期間については、利用希望年度の事業開始日(開始日以降の申請の場合は通知日)から事業終了日までとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、

別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 11 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 11 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 2 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 11 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 10 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、別表第 1 本塩町学童クラブの項、榎町学童クラブの項、落合第一小学校内学童クラブの項及び落合第四小学校内学童クラブの項の改正規定は令和 2 年 4 月 1 日から、その他の規定は同年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 落合第五小学校内学童クラブの項の改正規定は令和 3 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 落合第五

小学校内学童クラブの項の改正規定は令和 6 年 2 月 1 日から、東五軒町学童クラブの項、百人町学童クラブの項、高田馬場第一学童クラブの項、戸塚第一小学校内学童クラブの項、落合第一学童クラブの項及び上落合学童クラブの項の改正規定は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 花園小学校内学童クラブの項、戸山小学校内学童クラブの項及び落合第一小学校内学童クラブの項の改正規定は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1

名称	定員
信濃町学童クラブ	25 名
本塩町学童クラブ	20 名
四谷第六小学校内学童クラブ	19 名
花園小学校内学童クラブ	16 名
北山伏学童クラブ	36 名
細工町学童クラブ	37 名
東五軒町学童クラブ	51 名
榎町学童クラブ	15 名
薬王寺学童クラブ	33 名
早稲田南町学童クラブ	30 名
鶴巻小学校内学童クラブ	5 名
富久小学校内学童クラブ	18 名
富久町学童クラブ	15 名
東戸山小学校内学童クラブ	30 名
大久保小学校内学童クラブ	10 名
子ども総合センター内学童クラブ	20 名
戸山小学校内学童クラブ	27 名
百人町学童クラブ	18 名
高田馬場第一学童クラブ	22 名
高田馬場第二学童クラブ	15 名
戸塚第一小学校内学童クラブ	18 名
戸塚第二小学校内学童クラブ	20 名
落合第一小学校内学童クラブ	43 名
落合第四小学校内学童クラブ	30 名
上落合学童クラブ	21 名
落合第五小学校内学童クラブ	15 名
中井学童クラブ	5 名
西落合学童クラブ	39 名
北新宿第一学童クラブ	15 名
淀橋第四小学校内学童クラブ	24 名
西新宿学童クラブ	25 名

別表第2

新宿区学童クラブ利用基準

番号	保護者及び保護者にかわりうる者の状況		基準指数	保護者にかわりうる者についての調整指数
	類型	細目		
1	居宅外就労	ア 週5日以上(月～土)、日中7時間以上の就労を常態	10	0
		イ 週5日以上(月～土)、日中4時間以上7時間未満の就労を常態	9	0
		ウ 週3日以上(月～土)、日中7時間以上の就労を常態	8	－1
		エ 週3日以上(月～土)、日中4時間以上7時間未満の就労を常態	7	－1
		オ 単身赴任	10	
2	居宅内就労	ア 週5日以上(月～土)、日中7時間以上の就労を常態	9	0
		イ 週5日以上(月～土)、日中4時間以上7時間未満の就労を常態	8	0
		ウ 週3日以上(月～土)、日中7時間以上の就労を常態	7	－1
		エ 週3日以上(月～土)、日中4時間以上7時間未満の就労を常態	6	－1
3	疾 病	ア 入院(1ヶ月以上)	10	0
		イ 在宅療養(常時病臥・精神性疾患)	10	0
4	心身障害	ア 身体障害等級1・2級、愛の手帳1・2・3度・精神障害等級1・2・3級	10	0
		イ 身体障害等級3・4級、愛の手帳4度	9	0
5	看護・介護	1ヶ月以上の病院等付添い	8	0
6	就 学	学校教育法(自立助長のための日本語学校等の就学含む)に定める学校に就学。 週3日以上日中おおむね4時間以上	8	－1
7	技能修得	不就労ではあるが、就労技能修得のため通所。 週3日以上日中おおむね4時間以上	8	－1
8	育児休業	育児休業	育児休業直前の就労状況指数	
9	無 職	1～8に該当しないもの		－2

指数の適用については、新宿区学童クラブ利用基準細目によりおこなうものとする。

ひとり親家庭についての調整指数		
ア	小学校1年在学	＋3
イ	小学校2年在学	＋2
ウ	小学校3年在学	＋1

出席率による調整指数		
ア	50%以上	0
イ	40%以上50%未満	－1
ウ	20%以上40%未満	－2
エ	20%未満	－3

新宿区学童クラブ利用基準細目

- 1 「基準」に該当する項目がないとき、又は、利用判定指数が5点以下のときは利用不承認とする。
- 2 利用判定指数は、基準指数と調整指数を合算したものとする。
- 3 基準指数とは、保護者の状況をいい、保護者ひとり一人について判定し、そのうちいずれか低いものを適用する。一人で2項目以上に該当する場合は、指数が最高の項目を適用する。
- 4 「保護者に代わりうる者についての調整指数」は、同居の祖父母の状況をいい、保護者に代わりうる者ひとり一人について判定し、そのうち最も低いものを適用する。一人で2項目以上に該当する場合は、指数が最高の項目を適用する。ただし、祖父母が70歳以上の場合は、保護者に代わりうる者とししない。
- 5 「出席率による調整指数」は、利用を希望する年度の前年度に在籍している者について適用するもので、前年度の9月1日から11月末日までの事業実施日数と出席日数で算出する。長期病欠等相当の理由があるときは、特別の配慮を行うことができる。
- 6 「基準」類型の「居宅外就労」とは、外勤及び自宅と作業場が200m以上離れて自営業に従事している場合をいう。フリーカメラマン、ルポライター、大工、保険外交員等自宅を拠点として屋外での就労を常とする場合は、外勤として扱う。
- 7 「基準」類型の「居宅内就労」とは、日常生活の場と同一の居宅内で自営業に従事している場合をいう。自宅と作業場が200m未満の居宅外自営も「居宅内就労」として扱う。住込み管理人、住込み賄い人及び請負の内職は、対象外とする。
- 8 「基準」細目の「就労」時間とは、通勤に要する時間、休憩時間を含めた拘束時間をいう。
- 8の2 フレックスタイム、裁量労働制を導入している場合、または、職務の都合上シフト表や勤務実績表が示せない場合は、標準労働時間から1か月の平均始業時間、平均終了時間を適用することができる。
- 9 定期利用の「基準」細目の「日中4時間」とは、正午から午後6時までの時間帯に含まれる4時間をいう。したがって、「日中4時間以上の就労」には、午前中のみの就労、及び保護者が昼間に睡眠等のため在宅している夜勤就労は含まない。学校休業期間利用の「基準」細目の「日中4時間」とは、午前8時から午後6時までの時間帯に含まれる4時間をいう。
- 9の2 「基準」細目の「日中7時間以上」は、上記「日中4時間」を含まなければならない。ただし、夜間勤務を含む交代制、不規則勤務で、「日中4時間以上の就労」が週1日以上あるときは、個別の実態により「週5日以上就労を常態」を適用することができる。
- 9の3 「基準」細目の「週5日以上」「週3日以上」とは、シフト表、勤務実績表等の1か月分の月～土の出勤の平均日数（小数点第一位を切り上げた日数）を適用することができる。また、職務の都合上シフト表や勤務実績表が示せない場合は、標準労働勤務日数を適用することができる。
- 10 「基準」細目の「常時病臥」とは、医師から安静療養を指示されている等の理由により、日中の大半を病床で過ごしており、児童の監護にあたることが相当の負担になる場合をいう。
- 11 「基準」細目の「精神性疾患」とは、精神に障害を有することにより児童の監護に当たることができない場合をいう。
- 12 「基準」類型の「看護」とは、週3日以上日中おおむね4時間以上（病院との往復に要する時間を含む）病院での看護をするため、児童の監護にあたることができない場合をいう。
- 13 「基準」類型の「介護」とは、週3日以上日中おおむね4時間以上（訓練を受ける場所との往復に要する時間を含む）障害等で入所・通所訓練する者に付添うため、児童の監護にあたることができない場合をいう。

- 14 「基準」類型の「就学」「技能習得」は、その世帯の自立に必要な場合を適用し、在学証明書等の提出によって状況を把握する。
- 15 保護者が出産のため休職する期間については、「基準 3-イ」に準じるものとする。
- 16 育児休業期間中は、育児休業に係る子どもが満 1 歳 6 か月に達する日の翌日が属する月の末日までの期間とする。なお、育児休業期間直前の就労状況による基準で判断する。

別表第3

新宿区学童クラブ利用要件のある児童の優先順位

優先 順位	項目	保護者及び保護者にかわりうる者の状況
1	区民	※転入予定者を含む
2	緊急性の高い世帯	危険性又は緊急性が非常に高く、特別な配慮が必要と認められる世帯
3	心身障害	心身に障害のある児童
4	学年	低い学年を優先
5	不存在	(1)両親 (2)ひとり親で保育協力可能な祖父母無 (3)ひとり親で保育協力可能な祖父母有
6	基準指数が高い世帯	調整前の基準指数が高い世帯
7	類型項目での優先	(1)疾病・心身障害 (2)就労 ①居宅外 ②居宅内 (3)看護・介護 (4)就学 (5)技能習得 (6)育児休業
8	就労時間	(※)日中就労の保護者の就労等の開始時間が早い世帯及び終了時間が遅い世帯(通勤時間を含む) ※保護者または保護者にかわりうる者の中で開始時間が一番遅い者及び終了時間が一番早い者を基準とする。
9	待機期間	申請からの待機期間が長い世帯
10	滞納	申請時点で利用料滞納のない世帯

(※)日中…定期利用の場合、正午から午後6時までの時間帯を、学校休業期間利用の場合、午前8時から午後6時までを含む時間帯

新宿区学童クラブ利用要件のある児童の優先順位細目

- 1 優先順位が同等の時は、下記の順番で順位をつける。
 - ①就労時間の終了時間が遅い方が優先順位は高い。
 - ②勤務時間の長い方が優先順位は高い。
 - ③「基準」細目の就労日数の指数が同等の基準指数の場合、就労日数の多い方が優先順位は高い。